

# 令和6年度第1回家内労働部会審議経過報告書

## I 開催日時・場所

令和6年10月15日 10時03分～11時17分（鹿児島合同庁舎第2会議室）

## II 出席者

公益代表委員：三輪全子（部会長） 森尾成之（部会長代理）

家内労働者団表委員：海蔵伸一 百武啓二 山田たまき

委託者代表委員：上野総一郎 濱上剛一郎 平山勢津子

## III 審議内容

### 1 はじめに

「電子機械器具製造業」は昭和56年11月に新設され、その後6回の改正が行われている。平成16年3月を最後に改正されていなかったが、直近の令和4年12月の改正により、品目の「ピンサシ」と「製品並べ」が削除され、現在の品目「ワイヤーハーネス」のみの最低工賃に至っている。

前回、「第13次最低工賃新設・改正計画」に基づき開催された令和4年2月の家内労働部会では、審議の結果、改正すべきであるとの結論と工賃額の改正を前提とするものではなく、品目、工程等の見直しも含めて議論することが決定されたものである。

最低工賃については、3年を周期に最低工賃新設・改正の見直しを行うこととされており、「第14次最低工賃新設・改正計画」に基づき、令和6年度が当該最低工賃の見直しの時期となっている。

令和6年度の地方労働審議会では当該最低工賃の改正諮問を行うべきか、諮問見送りを行うべきかについて、令和6年10月15日に家内労働部会を開催し、当該最低工賃の改正の必要性を審議したものである。

今般の家内労働部会の議決は、令和6年3月に開催された令和5年度第2回鹿児島地方労働審議会において、鹿児島地方労働審議会運営規程第10条第1項により「家内労働部会の議決をもって審議会の議決とする。」と了承されていることから、令和6年11月14日開催予定の第2回鹿児島地方労働審議会に報告することとなる。

### 2 家内労働部会の審議内容

部会長に三輪委員、部会長代理に森尾委員を選出した後、三輪部会長の進行で審議を行った。初めに労働局から、前回家内労働部会の審議経過等の説明が行われた後に、鹿児島県における家内労働の概要、電気機械器具に係る家内労働の実態調査結果等について（1）から（4）の説明がなされ、必要性についての審議が行われた。

#### （1）鹿児島県における家内労働の概要について

ア 「鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃」について品目、工程ごとに金額が定

められており、この品目、工程以外は、最低工賃の適用外である。

イ 最低工賃は、昭和 56 年に新設された後、平成 16 年 3 月 11 日まで 6 回の改正が行われている。

ウ その後、令和 4 年 12 月 22 日の改正により現在の最低工賃に至っており、品目名が「カプラー差し」から「ワイヤーハーネス」に変更され、工程についても「工程」と「規格」に整理されたうえで金額が 42 銭から 50 銭へと 8 銭の引き上げが行われている。また、品目ピンサシと製品並べについては削除となっている。

エ 「鹿児島県の家内労働者等の推移」は、電気機械器具関係では、

- ① 平成 10 年の委託者数は 54 社、家内労働者数は 2,618 人。
- ② 令和 5 年の委託者数は 19 社、家内労働者数は 415 人。
- ③ 平成 10 年を 100%とした場合、令和 5 年の委託者数は 35.2%、家内労働者数は 15.9%まで減少している。

オ 委託者数、家内労働者数は長期的には減少傾向にあるが、ここ数年は横ばい状態である。

## (2) 全国の電気機械器具関係製造業の最低工賃について

ア 全国の「カプラー差し」類似の最低工賃（名称は、カプラー以外に、コネクタ、ハウジングがある。）

規格（電線の長さが 50 cmを超え 2 m以下）が同じ最低工賃は、長野県の 1 ピンにつき 60 銭、静岡県の本 1 本につき 53 銭、愛知県の本 1 本につき 68 銭、島根県の本 1 端子につき 40 銭、岡山県の本 1 本につき 53 銭、熊本県の本 1 本につき 55 銭、大分県の本 1 本につき 52 銭、宮崎県の本 1 穴につき 39 銭、鹿児島県は 1 本につき 50 銭となっている。ただし、近年改正されていないものも見受けられる。

また、規格等について、電線の長さを設定してあるものとなないものがあるが、一般的には、電線が長くなるほど、工賃は高く設定されている。

## (3) 令和 6 年 4 月実施の電気関係最低工賃に関する実態調査結果について

一部回答が得られていない事業場もあり、あくまでも現時点での結果分析である。

調査は、令和 6 年 4 月 1 日現在の電気関係の委託者を対象に通信調査や電話による確認調査にて実施した。

ア 委託者は、自動車用組電線の 7 事業場、民生用電気製品用組電線の 1 事業場において委託が継続されている。

イ 自動車用組電線の 7 事業場は、全て大隅半島の周辺に集中している。

ウ 民生用電気製品用組電線は、コンビニのなどのコーヒーマーカーなどに使用されている。

エ ワイヤーハーネスには、「カプラー差し」以外にも、「チューブ通し」、「テープ巻き」等の工程がある。

オ 調査対象の 8 事業場の家内労働者は 179 人で、うち「カプラー差し」は 161 人（全体に占める割合 89.9%）ではないかと思われる。

カ 「カプラー差し」の工賃は、1 差し当たりで換算すると、電線の長さにもよるが、60 銭から 90 銭で設定されている。

キ 電線の長さは、大部分が 20 cmから 1mを占め、1mを超えるものは非常に少ない。

ク 自動車産業の動向（半導体不足、認証不正問題など）にもよるが、家内労働者数は、急激な増加は見込めないものの今後も同程度の水準で推移すると考えられる。

ケ 「カプラー差し」以外の委託業務は、多種多様な業務となっており、比較的人数の多い業務でも、「サス（治具）清掃」の 43 人で、その他の業務は多いもので 30 人未満、少ないものでは 10 人未満となっている。

(4) 最低工賃の改正の必要性審議に当たって

ア 適用家内労働者が今後も減少し続けるようであれば、廃止も検討せざるを得ないものと考えているが、「カプラー差し」については 100 人以上の適用労働者が存在することが確実であるため、今回は改正の必要性についてご審議をお願いすることとした。

イ 改正諮問を行うべきか否かの判断にあたっては、規格等の類似した他県の状況や近隣の決定状況等も踏まえご判断いただきたい。

ウ あくまで参考であるが、改正諮問を行うべきと判断がなされた前回、令和 4 年 2 月開催の家内労働部会当時当時の電気機械器具関係の産業別最低賃金額は、令和 3 年 12 月 17 日発効の 842 円であった。現在、電気機械器具関係の産業別最低賃金額は県の最低賃金の適用となっており 953 円ということになっており、この間、率で 13.18%引き上げが行われたことになる。

単純に最低工賃の引き上げと最低賃金の引き上げを同じよう考えることは適当ではないが、このことも改正諮問を行うべきか否かの判断材料になるものではないかと考えている。

(5) 最低工賃の改正の必要性の審議について

委員からは、要旨以下のような質問、意見等がなされた。

ア 工程のカプラー差しについて、作業を見たことがなく、工程やどのくらいのスキルが必要なのか判断ができないことから、作業内容が分かるような資料を提示していただきたい。（委託者代表）

（労働局からの回答）

カプラー差しを図示した過去の資料及び他局における略図が配布され、工程について説明とカプラー差しにも色々なタイプの物があり、それぞれ難易度や単価も異なっている実態があることの説明が行われた。

イ 近年の地域別最低賃金の引き上げられており、最低工賃についても連動性があるのも良いのではないかと考える。（家内労働者代表）

ウ 家内労働を内職としているのか、専業としているのか、なぜ家内労働を行っているのかなど家内労働者の実態について、把握しているのであれば教えていただ

きたい。(家内労働者代表)

(労働局からの回答)

取り扱う物の形状も多種多様に亘っており、家内労働者における作業実態そのものの把握は難しい。

全国的に見ると家内労働は減少し続けている。内訳としては、ほぼ内職者が占めており、専業や副業の割合は少なくなっている。

鹿児島県における内職、専業、副業別の人数については、今年度分について現在集計のための作業を進めていることの説明が行われた。

エ 実際にこのような家内労働を求めている方々の生活を支えるためにもある程度見直しが必要ではないかと考える。(家内労働者代表)

オ 現在の色々な物価高上昇、そういう生活面での負担を考えると、改正の必要が無いとは言い難いと思う。(委託者代表)

カ 家内労働者数がかかり減ってきているとのことであるが、色々な要素があると思われ、その理由について教えていただきたい。(公益代表)

(労働局からの回答)

細かいところは、把握できていないが、業務自体が無くなったものや自動化が進んだりしたものもある。

家内労働者へ発注しなくとも自社工場とその関係業者で事足りているというような状況もあり、産業構造自体が変化してきたことによるものではないかと考えているとの説明が行われた。

#### 4 結論

以上の審議経過を経て、全会一致により、最低工賃の改正の必要性があり、改正諮問すべきであるとの結論に達した。